

○厚生労働省令第二十八号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章～第四章の二三（略）			第一章～第四章の二三（略）		
第四章の二の四 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の三十三の十			第四章の二の四 地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の三十三の十		
四―第三十条の三十三の二十の二）			四―第三十条の三十三の二十）		
第四章の三～第七章（略）			第四章の三～第七章（略）		
附則			附則		
（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）			（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）		
第一条の二 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。			第一条の二 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。		
一 法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの			（新設）		
二 法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域			2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める経験は、臨床研修等修了医師が、同項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下この条及び第七条の二において「医師少数区域等所在病院等」という。）において、六月以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とする。		
2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める経験は、臨床研修等修了医師が、同項に規定する医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）に所在する病院又は診療所（以下この条及び第七条の二において「医師少数区域等所在病院等」という。）において、一年以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とする。			2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める経験は、臨床研修等修了医師が、同項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下この条及び第七条の二において「医師少数区域等所在病院等」という。）において、六月以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とする。		
一～三（略）			一～三（略）		
3（略）			3（略）		
第一条の十四 法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。			第一条の十四 法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。		
一～十六（略）			一～十六（略）		

十七 開設者が法第三十条の十八の六第一項の指定を受けた区域（以下「外来医師過多区域」という。）において、診療所（医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。第三十条の三十三の二十の二第五項及び第七項から第九項までにおいて同じ。）を開設しようとするもの（同条第五項第二号又は第三号に規定する場合に該当する者であつて、法第三十条の十八の六第三項の届出を行わないことについてやむを得ない事情がある」と当該診療所の開設地の都道府県知事が認めた者を除く。）であるときは、同項の届出、同条第四項の協議の場合における協議及び同条第六項の規定による要請に係る事項

2 13 (略)

第四条 診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があつたときは、当該診療所を譲り受けた者又は相続人は、第一条の十四第一項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一 (略)

二 第一条の十四第一項第二号から第四号まで、第六号から第九号まで、第十一号、第十三号、第十四号及び第十七号に掲げる事項

三 (略)

(認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等)

第七条の二 法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする。

一 地域医療支援病院

二 前号に掲げる病院以外の病院であつて、次に掲げる病院

イ 法第三十一条に規定する公的医療機関（第三十条の三十三の二十四及び第三十一条の二において単に「公的医療機関」という。）である病院

ロ 独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院

ハ 独立行政法人国立病院機構の開設する病院

ニ 独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院

2 法第十条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 地域における医療の確保のために当該病院を管理することが適当と認められる者（令和二年四月一日以降に臨床研修（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。第九条の二十第一項第三号を除き、以下同じ。）を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

二 医師少数区域等所在病院等のうち前項各号に掲げる病院を管理させる場合

三 医師少数区域等における診療、医師少数区域等における臨床研修又は医師少数区域等所在病院等でない病院のうち臨床研修病院等（医師法第十六条の三第一項に規定する臨床研修病院等をいう。この号において同じ。）における臨床研修指導医（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第四条第一項第十五号に規定する臨床研修指導医をいう。）としての業務その他の医師少数区域等所在病院等でない病院における医療従事者に対する指導に係る業務を合計して六月以上経験した者であつ

(新設)

2 13 (略)

第四条 診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があつたときは、当該診療所を譲り受けた者又は相続人は、第一条の十四第一項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一 (略)

二 第一条の十四第一項第二号から第四号まで、第六号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

三 (略)

(認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等)

第七条の二 法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院とする。

(新設)

(新設)

2 法第十条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 地域における医療の確保のために当該病院を管理することが適当と認められる者（令和二年四月一日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

(新設)

(新設)

て、かつ、一年から当該診療の期間及び六月以内の期間に限り当該臨床研修又は当該指導に係る業務の期間の合計を除いた期間、病院又は診療所へ派遣されて行う診療、臨床研修病院等における医療従事者に対する指導その他の業務であつて病院等の管理者となるに当たり経験する必要がある業務として地域医療対策協議会において協議が調つたものに従事した者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合

四 前三号に掲げる場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかつたものである場合であつて、法第五条の二第一項の認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると当該病院の所在地の都道府県知事が認めるとき

(地域外来医療の要請等)

第三十条の三十三の二十の二 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した率は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の外来医療の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域の診療所(医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。次項において同じ。)において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除したもの(第三項第一号において「外来医師偏在指標」という。)とする。

2 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める指標は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積一平方キロメートル当たりの診療所の数(次項第二号において「可住地面積当たり診療所数」という。)とする。

3 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の値から全国の外来医師偏在指標の平均値を控除したものを全国の同号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の標準偏差で除したものが一・五以上であること

二 その法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積当たり診療所数が全国の同号に規定する区域のうち上位十パーセント以上であること

4 法第三十条の十八の六第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

5 法第三十条の十八の六第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 外来医師過多区域における診療所の廃止が予期されなかつたものである場合であつて、その開設者以外の者が当該診療所の所在地で直ちに診療所を開設しようとするにやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合

二 都道府県その他の行政機関の求めに応じて外来医師過多区域において診療所を開設しようとする場合であつて、当該診療所を開設する日の六月前までに法第三十条の十八の六第三項の届出を行うことができないことについてやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合

三 前二号に掲げる場合のほか、外来医師過多区域において診療所を開設する日の六月前までに法第三十条の十八の六第三項の届出を行うことができないことについてやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合

6 法第三十条の十八の六第三項に規定する届出は、あらかじめ、次項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによつて行うものとする。

二 前号に掲げる場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかつたものである場合であつて、法第五条の二第一項の認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると当該病院の所在地の都道府県知事が認めるとき

(新設)

2 8 (略)	二・三 (略)	7 法第三十条の十八の六第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 届出者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） 二 診療所を開設しようとする者が届出者以外の者であるときは、その開設しようとする者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） 三 開設予定の診療所の名称 四 開設予定の場所 五 診療を行うとする科目 六 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員 七 開設の予定年月日 八 その開設予定の場所に係る外来医師過多区域における法第三十条の十八の五第一項第一号イに規定する地域外来医療（以下単に「地域外来医療」という。）の提供に関する意向の有無 九 地域外来医療を提供する意向があるときは、提供する予定の地域外来医療の内容（当該提供の頻度及び時期に関する事項を含む。） 十 地域外来医療の提供に関する意向がないときは、その理由
		8 法第三十条の十八の六第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、外来医師過多区域において診療所を開設しようとする者又は診療所を開設した者であつて、次の各号に掲げる者とする。 一 法第三十条の十八の六第三項の届出を行わなければならない者であつて、当該届出を行わなかった者 二 第五項第一号に規定する場合に該当する者 三 第五項第二号又は第三号に規定する場合に該当する者であつて、当該診療所の開設地の都道府県知事が法第三十条の十八の六第三項の届出が必要であると認めた者 9 法第三十条の十八の六第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、診療所について、その開設地に係る外来医師過多区域において地域外来医療の提供をしない理由、当該外来医師過多区域における開設が必要である理由及び提供する医療の具体的な内容とする。 第三十条の三十三の二十三 法第三十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める計画（以下「キャリア形成プログラム」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一 第四項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）に対し、臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件（以下「コース」という。）に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。
2 8 (略)	二・三 (略)	第三十条の三十三の二十三 法第三十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める計画（以下「キャリア形成プログラム」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一 第四項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）に対し、臨床研修（医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。）を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件（以下「コース」という。）に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。

第三十条の三十三の二十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 四 (略) 五 都道府県による医師の派遣先が、正当な理由なく、公的医療機関に偏ることのないようにすること。 (技能向上集中研修機関の指定に係る業務) 第九十四条 法第十九条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。 一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 臨床研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるもの 二 (略) (法第十九条第二項において準用する法第十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等) 第九十六条 法第十九条第二項において準用する法第十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。 一 (略) 二 次に掲げる事項が全て記載されていること。 イ (略) ロ 臨床研修又は医師法第十六条の十一第一項の研修を効率的に行うための取組に関する事項 2 (略)			第三十条の三十三の二十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 四 (略) 五 都道府県による医師の派遣先が、正当な理由なく、法第三十一条に定める公的医療機関(第三十一条の二において単に「公的医療機関」という。)に偏ることのないようにすること。 (技能向上集中研修機関の指定に係る業務) 第九十四条 法第十九条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。 一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるもの 二 (略) (法第十九条第二項において準用する法第十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等) 第九十六条 法第十九条第二項において準用する法第十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。 一 (略) 二 次に掲げる事項が全て記載されていること。 イ (略) ロ 医師法第十六条の二第一項の臨床研修又は同法第十六条の十一第一項の研修を効率的に行うための取組に関する事項 2 (略)		
第二 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正) 第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。			改 正 後		
(法第七条の二第二項の厚生労働省令で定める場合) 第七条の二 法第七条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる病床の数を法第七条の二第一項に規定する事業に基づき削減した場合とする。 一 医療法第三十条の四第十項から第十二項までの規定に基づき行った許可に係る病床の数(医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第五条の三第二項若しくは第五条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣の同意を得た数又は同令第五条の四の二第二項に基づき都道府県知事が必要と認めた数を超えるときは当該厚生労働大臣の同意を得た数又は当該都道府県知事が必要と認めた数に限る。) 二 次に掲げる病床の数 イ 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十三第一項第一号に規定する病院又は診療所の病床の数(当該病床の種類ごとに法第七条の二第一項に規定する事業に基づき削減した病床数に一から同号の式により算定した数を控除した数(当該数が、〇・九五以上であるときは一)を乗じて得た数に限る。)			改 正 前		
			(新設)		

(傍線部分は改正部分)

ロ 放射線治療病室の病床の数 ハ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床の数 ニ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床の数（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。） 三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十四条第一項の規定に基づき行った許可に係る病床の数（同条第二項に規定する病床の数を超えるときは当該数に限る。） 四 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第三条第一項及び第二項各号に規定する病床の数 第七条の三（略）	第七条の二（略）
第三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を次の表のように改正する。	（傍線部分は改正部分）
改正後 （削る） 第七条の二（略）	改正前 （法第七条の二第二項の厚生労働省令で定める場合） 第七条の二 法第七条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる病床の数を法第七条の二第一項に規定する事業に基づき削減した場合とする。 一 医療法第三十条の四十項から第十二項までの規定に基づき行った許可に係る病床の数（医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の三第二項若しくは第五条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣の同意を得た数又は同令第五条の四の二第二項に基づき都道府県知事が必要と認めた数を超えるときは当該厚生労働大臣の同意を得た数又は当該都道府県知事が必要と認めた数に限る。） 二 次に掲げる病床の数 イ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三第一項第一号に規定する病院又は診療所の病床の数（当該病床の種類ごとに法第七条の二第一項に規定する事業に基づき削減した病床数に一から同号の式により算定した数を控除した数（当該数が、〇・九五以上であるときは一）を乗じて得た数に限る。） ロ 放射線治療病室の病床の数 ハ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床の数 ニ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床の数（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。） 三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十四条第一項の規定に基づき行った許可に係る病床の数（同条第二項に規定する病床の数を超えるときは当該数に限る。） 四 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第三条第一項及び第二項各号に規定する病床の数 第七条の三（略）

三 前二号に掲げるもののほか、第三条第一項に規定する申請書に記載した事項（指定に係る病床種別ごとの病床数等を除く。）又は同項第二号に規定する書類に記載した事項に変更があったとき。

四 保険薬局にあつては、オンライン診療受診施設と一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行うこととしたとき。

254 (略)

(保険医療機関の期限付指定の期限)

第九条の二 法第六十三条第三項第一号の指定に係る法第六十八条の二第二項の規定による三年以内の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 医療法第三十条の十八の六第六項の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかつた又は同条第九項の規定による都道府県知事の勧告を受けた（当該勧告に従つた場合を除く。）開設者又は管理者が開設又は管理する診療所が指定を受ける場合 三年

二 医療法第三十条の十八の六第九項の規定による都道府県知事の勧告を受け、前号の規定により三年の期限が付された又はこの号の規定により二年の期限が付された法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所の開設者又は管理者が当該勧告に従わず、当該診療所が再度の指定を受ける場合 二年

(登録の申請)

第十二条 法第七十一条の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を受けようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、様式第二号による登録申請書に医籍若しくは歯科医籍又は薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を確認することができるとする書類の写しを添えて、登録に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。この場合において、当該申請が法第六十九条の規定により法第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなされる登録に係るものであるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 病院又は診療所である場合 第三条第一項第一号及び第五号に掲げる書類

二 薬局（次号に該当するものを除く。）である場合 第三条第一項第一号に掲げる書類

三 薬局であつて、オンライン診療受診施設と一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行う場合 第三条第一項第一号及び第六号に掲げる書類

2 (略)

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

第十六条 保険医又は保険薬剤師は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

一 (略)

二 法第八十一条第五号から第七号までの規定に該当するに至つたとき。

254 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、第三条第一項に規定する申請書に記載した事項（指定に係る病床種別ごとの病床数等を除く。）又は同条第二号に規定する書類に記載した事項に変更があったとき。

(新設)

254 (略)

(新設)

(登録の申請)

第十二条 法第七十一条の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を受けようとする医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、様式第二号による登録申請書に医籍若しくは歯科医籍又は薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を確認することができるとする書類の写しを添えて、登録に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。この場合において、当該申請が法第六十九条の規定により法第六十三条第三項第一号の指定があつたものとみなされる登録に係るものであるときは、併せて、第三条第一項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(保険医及び保険薬剤師に関する届出)

第十六条 保険医又は保険薬剤師は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨、その年月日、氏名、住所、生年月日及び個人番号を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。

一 (略)

二 法第八十一条第四号から第六号までの規定に該当するに至つたとき。

254 (略)

(表 面)

様式第一号及び第一号の三を次のように改める。
様式第一号(第三条関係)

※番号		保 険 医 療 機 関 指 定 申 請 書			
※医療機関(薬局)コード		保 険 薬 局			
① 病 院 ・ 診 療 所 ・ 薬 局		名 称			
		所 在 地			
② 保険医療機関の管理者・管理薬剤師		氏 名			
		保険医・保険薬剤師・その他		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号	
③ 健康保険法第70条の2第1項に掲げる保険医療機関の管理者の要件を満たしている旨		☐			
④ 診 療 科 名					
⑤ 開設者(法人の場合は代表者)		医師・歯科医師・保険医・薬剤師・保険薬剤師・その他		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号	
⑥ 健康保険法第65条第3項第1号、第3号から第5号までのいずれか(指定欠格事由)に該当		有 ・ 無		該 当 す る 法 律 名	
				内 容	
				該 当 年 月 日	
				処 分 権 者 等	
⑦ 医療法第30条の11の規定による勧告		有 ・ 無		勧 告 年 月 日	
⑧ 医療法第30条の18の6の規定による要請又は勧告		有 ・ 無		左 欄 で 有 の 場 合 ☐ 要請又は勧告に従っている ☐ 要請又は勧告に従っていない	
⑨ 指定に係る病床種別ごとの病床数等		床		(うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))	
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日					
地方厚生(支)局長 殿		(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)			

(裏 面)

記入上の注意
1. 標題並びに①、②、⑤、⑥及び⑦の欄は、該当の文字を○で囲むこと。③及び⑧の欄は、該当する場合、○にチェックをすること。 ただし、⑨の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
2. 開設者が保険医療機関の管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。
3. ③の欄は、保険医療機関の指定の場合に限り記入すること。
4. ④の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。
5. ⑨の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。 また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。
健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律
・健康保険法
・健康保険法
・医師法
・歯科医師法
・保健師助産師看護師法
・医療法
・私立学校教職員共済法
・国家公務員共済組合法
同項第5号の場合の該当法律
・健康保険法
・国民健康保険法
・地方公務員等共済組合法
・厚生年金保険法
・国民年金法
・私立学校教職員共済法
・船員保険法
・高齢者の医療の確保に関する法律
・地方公務員等共済組合法
・高齢者の医療の確保に関する法律
・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
・臨床研究法
・国民健康保険法
・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
・薬剤師法

※の欄には、記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(表 面)

様式第一号の三 (第三条関係)

※番 号		保 険 医 療 機 関 保 険 薬 局 生活保護法指定医療機関				指 定 申 請 書	
※医療機関 (薬局) コード							
① 病 院 ・ 診 療 所 ・ 薬 局		名 称					
		所 在 地					
② 保険医療機関の管理者・管理薬剤師		氏 名					
		保険医・保険薬剤師・その他		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号			
③ 健康保険法第70条の2第1項に掲げる 保険医療機関の管理者の要件を満たしている旨		☐					
④ 診 療 科 名							
⑤ 開 設 者 (法 人 の 場 合 は 代 表 者)		医師・歯科医師・保険医・薬 剤師・保険薬剤師・その他		保険医又は保険薬剤師 の登録の記号及び番号			
⑥ 健康保険法第65条第3項第1号、第 3号から第5号までのいずれか (指 定欠格事由) に該当		有 ・ 無		該 当 す る 法 律 名 内 容 該 当 年 月 日 処 分 権 者 等			
⑦ 医療法第30条の11の規定による勧告		有 ・ 無		勧 告 年 月 日			
⑧ 医療法第30条の18の6の規定による 要請又は勧告		有 ・ 無		左 欄 で 有 の 場 合 ☐ 要請又は勧告に従っている ☐ 要請又は勧告に従っていない			
⑨ 指定に係る病床種別ごとの病床数等		床		(うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床 (個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))			
⑩ 生活保護法の指定医療機関の申請を 併せて行う		☐		⑪ 生活保護法第 49 条の2第2項第2号から第 9号まで (指定欠格事由) に該当しない旨 の誓約		☐	
⑫ 国の開設した医療機関		☐					
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 開設者の氏名及び住所							
地方厚生 (支) 局長 殿 (法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)							

(裏 面)

記入上の注意

1. 標題並びに①、②、⑤、⑥及び⑦の欄は、該当の文字を○で囲むこと。③、⑧、⑩、⑪及び⑫の欄は、該当する場合、□にチェックをすること。
ただし、⑥の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。

2. 開設者が保険医療機関の管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。

3. ③の欄は、保険医療機関の指定の場合に限り記入すること。

4. ④の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。

5. ⑥の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。

健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律

・健康保険法 ・船員保険法 ・医師法 ・歯科医師法 ・保健師助産師看護師法 ・医療法 ・私立学校教職員共済法

・国家公務員共済組合法 ・国民健康保険法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・薬剤師法

・地方公務員等共済組合法 ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律 ・臨床研究法

同項第5号の場合の該当法律

・健康保険法 ・船員保険法 ・国民健康保険法 ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・地方公務員等共済組合法 ・私立学校教職員共済法

・厚生年金保険法 ・国民年金法

6. ⑦及び⑧の欄は、病院又は病床を有する診療所に限り記入すること。

7. ⑧の欄は、病床を有さない診療所に限り記入すること。

8. ⑨の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払いを受ける病床をいうものであること。

9. ⑩の生活保護法の指定医療機関の申請は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の指定医療機関の申請も兼ねるものであること。

10. ⑪のうち、生活保護法第49条の2第2項第3号の場合の該当法律は以下のとおり。

・児童福祉法 ・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 ・栄養士法 ・医師法 ・歯科医師法 ・保健師助産師看護師法

・歯科衛生士法 ・医療法 ・身体障害者福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・社会福祉法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・薬剤師法 ・老人福祉法 ・理学療法士及び作業療法士法 ・柔道整復師法 ・社会福祉士及び介護福祉士法 ・義肢装具士法 ・介護保険法 ・精神保健福祉法 ・言語聴覚士法 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ・子ども・子育て支援法 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律

・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・公認心理師法 ・民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ・臨床研究法

11. ⑫欄は、申請を行う医療機関が、国の開設した医療機関又は法令の規定により国とみなして生活保護法施行規則第10条第1項及び第3項を適用する独立行政法人等が開設した医療機関の場合にもチェックを入れること。

※の欄には、記入しないこと。

備 考 この用紙は、A列4番とすること。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)
第六條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
(支援給付に係る厚生労働省令等の適用) 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一、三 (略) 四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の規定の適用については、同令第七条の三第一号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。）と、「第三十四条第六項」とあるのは「第三十四条第六項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）と、同令第八条第二項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）とする。」とする。 五、十 (略)			(支援給付に係る厚生労働省令等の適用) 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一、三 (略) 四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の規定の適用については、同令第七条の二第一号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。）と、「第三十四条第六項」とあるのは「第三十四条第六項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）と、同令第八条第二項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）とする。」とする。 五、十 (略)		

第七條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
(支援給付に係る厚生労働省令等の適用) 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一、三 (略) 四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の規定の適用については、同令第七条の二第一号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。）と、「第三十四条第六項」とあるのは「第三十四条第六項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）と、同令第八条第二項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）とする。」とする。 五、十 (略)			(支援給付に係る厚生労働省令等の適用) 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一、三 (略) 四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の規定の適用については、同令第七条の三第一号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。）と、「第三十四条第六項」とあるのは「第三十四条第六項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）と、同令第八条第二項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）とする。」とする。 五、十 (略)		

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条及び第七条の規定 令和九年四月一日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（次条において「新規則」という。）第一条の二第二項の規定は、令和八年十月一日以降に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項の申請をする者について適用する。

第三条 新規則第一条の十四第一項第十七号の規定及び第四条第二号（新規則第一条の十四第一項第十七号に係る部分に限る。）は、令和八年十月一日以降に医療法第三十条の十八の六第三項に規定する診療所を開設しようとする者が、申請又は届出を行う場合について適用する。

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。